**○マイナ保険証への移行に伴う要介護認定申請について**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、令和6年12月2日から、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

そのため、要介護認定を申請する際に第2号被保険者である場合は、医療保険の加入状況の確認のため、当該第2号被保険者の健康保険証の提示をお願いしておりますので以下のとおり資料の提示をお願いいたします。

**○第2号被保険者（医療保険に加入している40歳～64歳の人）の医療保険証の確認方法**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の状況 | 提出方法 |
| マイナ保険証を保有している | ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報画面の提示又は自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面の提示  ・申請者の、資格情報のお知らせ（※１）の提示  （本人の申請等により「資格確認書（※２）」が交付されている場合は「資格確認書」） |
| ・マイナンバーカードを保有していない  ・マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない | ・申請者の、資格確認書（※２）　等 |

○公簿等（マイナンバーを用いた情報連携を含む）により確認できる場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第１９条第８号の規定に基づく情報照会及び同法第２２条第１項の規定に基づく情報提供により介護認定申請時に本市から確認します。

※１ 医療保険者から、マイナ保険証を保有している者（資格確認書（※２）が交付された者を除く。）等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書面

※２ 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書面（原則として本人の申請に基づき交付されるものであるが、当分の間は、本人の申請によらずに交付される。）

**○現行の健康保険証が利用可能な期間（令和6年12月2日から令和7年12月1日まで（※３））においては、申請者等に、申請時点において有効な健康保険証の提示を求めることにより確認します。**

※３ 健康保険証の有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。